（調査部に置く課等）

第三百二十四条　［略］

２　前項に掲げる課及び室のほか、調査部に、統括調査官、特別調査官、統括審理官、特別審理官及び総括情報管理官（東京税関に限る。）を置く。

３　統括調査官、特別調査官、統括審理官、特別審理官及び総括情報管理官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括調査官	特別調査官	統括審理官	特別審理官	総括情報管理官
［略］					
東京税関	四十六人	十一人	十五人	二人	一人
横浜税関	十八人	八人	十一人	四人	—
名古屋税関	十二人	六人	五人	三人	—
大阪税関	十七人	九人	九人	二人	—
神戸税関	十三人	九人	五人	五人	—
門司税関	六人	一人	七人	二人	—
長崎税関	五人	一人	一人	一人	—
合　計	百二十人	四十六人	五十四人	二十人	一人

（統括調査官の職務）

第三百三十条　統括調査官は、命を受けて、次に掲げる事務（総括関税評価官及び特別調査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～七　略］

２　［略］

（特別調査官の職務）

第三百三十一条　特別調査官は、命を受けて、前条第一項各号に掲げる事務（総括関税評価官の所掌に属するものを除く。）のうち特に処理困難なものとして、税関長の指定するものに関する事務を分掌する。

（情報管理官）

第三百三十六条　東京税関の調査部に、情報管理官二十人以内を、大阪税関及び神戸税関の調査部に、情報管理官それぞれ五人以内を、横浜税関、名古屋税関及び門司税関の調査部に、情報管理官それぞれ四人以内を、函館税関及び長崎税関の調査部に、情報管理官それぞれ二人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官三百五人以内及び調査官三百四十三人以内を置く。

［２・３　略］

（調査部に置く課等）

第三百二十四条　［同上］

２　前項に掲げる課及び室のほか、調査部に統括調査官、特別関税調査官、統括審理官、特別審理官及び総括情報管理官（東京税関に限る。）を置く。

３　統括調査官、特別関税調査官、統括審理官、特別審理官及び総括情報管理官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括調査官	特別関税調査官	統括審理官	特別審理官	総括情報管理官
［同上］					
東京税関	四十三人	十人	十五人	二人	一人
横浜税関	十九人	七人	十一人	四人	—
名古屋税関	十三人	五人	五人	三人	—
大阪税関	十七人	八人	九人	二人	—
神戸税関	十五人	七人	五人	五人	—
門司税関	六人	一人	六人	二人	—
長崎税関	四人	一人	一人	一人	—
合　計	百二十人	四十人	五十三人	二十人	一人

（統括調査官の職務）

第三百三十条　統括調査官は、命を受けて、次に掲げる事務（総括関税評価官及び特別関税調査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～七　同上］

２　［同上］

（特別関税調査官の職務）

第三百三十一条　特別関税調査官は、命を受けて、前条第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事務（総括関税評価官の所掌に属するものを除く。）のうち特に処理困難なものとして、税関長の指定するものに関する事務を分掌する。

（情報管理官）

第三百三十六条　東京税関の調査部に、情報管理官十九人以内を、大阪税関の調査部に、情報管理官五人以内を、横浜税関、名古屋税関、神戸税関及び門司税関の調査部に、情報管理官それぞれ四人以内を、函館税関及び長崎税関の調査部に、情報管理官それぞれ二人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官三百九人以内及び調査官三百四十六人以内を置く。

［２・３　同上］